

十月一日午後議熟して職工選者ヲ以テ左記要求案ヲ伍長ノ許ニ提出セリ伍長ノ審議上三日頃組長ノ許ニ提出スルキ模様ナリ

是レガ運動ノ爲メ會社各工場一組一限を總テ百五十名以下ノ毎ニ平次工一名伍長三名宛及全組長ノ内ヲ五名乃至六名ヲ選出シ之ヲ委負トスルモ若シテ該委負ノ約四百名ニ達スベキ見込ガ要求ニシテ容レラレサルトキハ同盟罷業ヲ決行セン意氣込ヲ示シ居レリ

要 求 書

- イ 日給三割ヲ要求スルコト
- ロ 八時ヲ刻ヲ後延スルコト
- ハ 解僱手当ヲ支給スルコト

- (1) 六ヶ月以上一年未満ハ三ヶ月分
 - (2) 一年以上一年未満ハ三ヶ月分
 - (3) 一年以上二年未満ハ四ヶ月分
 - (4) 二年以上三年未満ハ五ヶ月分
 - (5) 三年以上四年未満ハ六ヶ月分
 - (6) 三年以上六年以上ヲ増ス毎ニ一ヶ月ヲ増級スルコト
- ニ現在ノ診療師醫費ハ不親切ナルヲ以テ之ヲ淘汰シ權限ヲ贊共濟會病院ノ例ニ倣ヒ組織ヲ改善スルコト

平次工ヲ要求条件提出ニテ之ヲ賛同セザルニ造楸部平次工約百十名ハ一日夜浦管所ニテ田中飲食店松月外一ヶ所ニ集會シ賛同在ニ就キ協議ノ結果ニ之加盟シタル模様ナリ